



『まちの保育園 鎌倉』 企業枠について

『まちの保育園 鎌倉』は、従来の「事業所内保育所」を地域の事業所でシェアする仕組みである内閣府所管「企業主導型保育事業」として、2018年4月に株式会社カヤックと株式会社豊島屋が鎌倉市に開園した新しい保育園です。

企業主導型保育事業とは

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、2016年4月から国（内閣府）が推進している事業です。

詳細な事業内容や要綱等については、内閣府のホームページ（※）をご覧ください。

※<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/gaiyo.html>

『まちの保育園 鎌倉』は、本事業をカヤック、豊島屋の従業員だけでなく、企業枠として契約を締結した企業の従業員の方や、地域枠として地域の方にも利用いただくことができます。

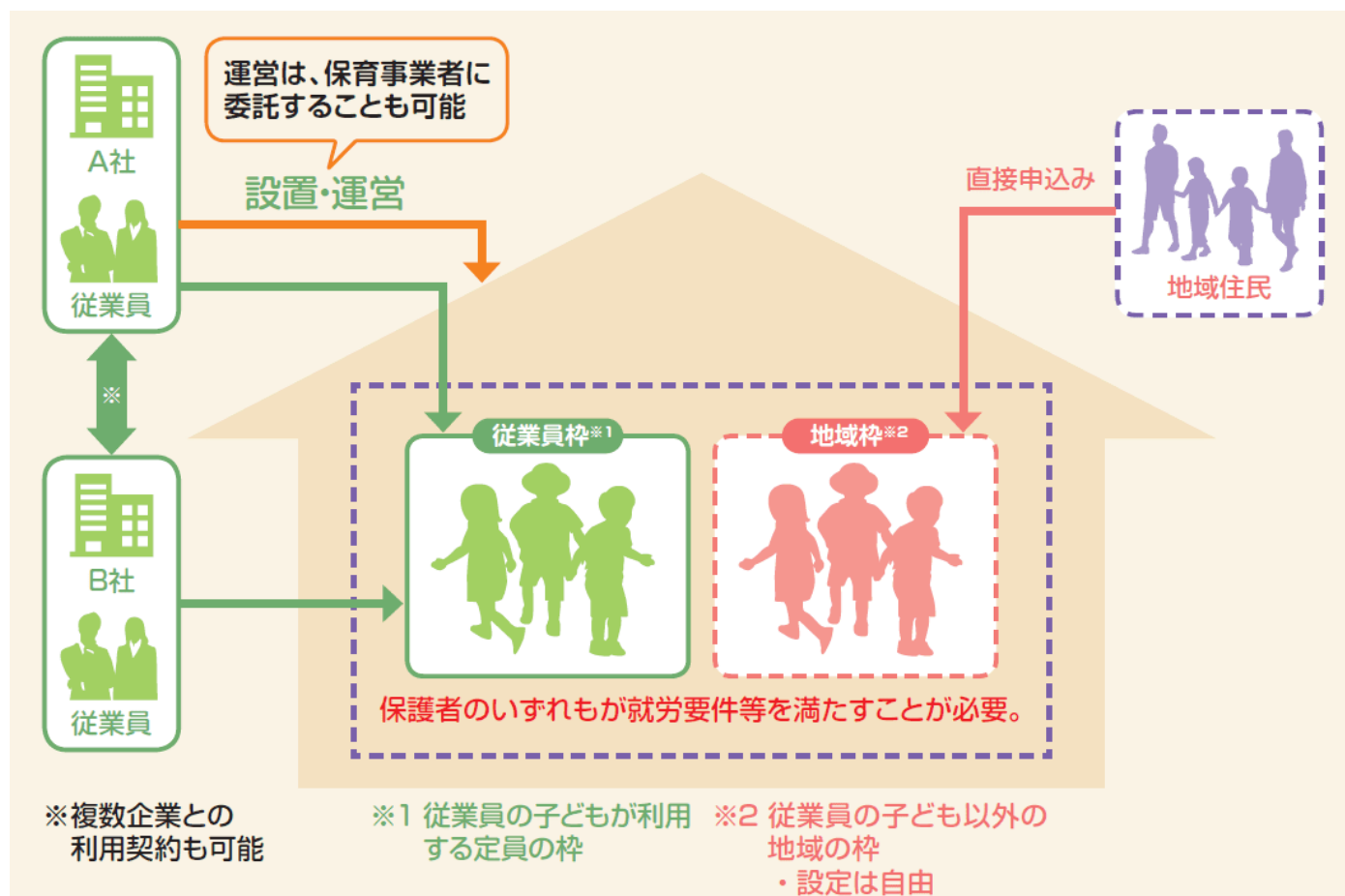
ご利用枠の種類

ご利用枠は、大きく「企業枠」「地域枠」に分かれます。

企業枠（従業員枠）は、カヤックと利用契約を締結することで、企業が自社の従業員のために利用枠を用意できます。これには複数の種類がありますので、企業枠をご希望の場合は以下の「企業枠（企業確保枠・企業優先枠）の条件」をご確認の上、ご検討ください。

地域枠は、企業枠の対象外の子どもを受け入れるための利用枠です。鎌倉市に住む保護者自らが応募し、入園児童は抽選で決まります。定員は全体の50%未満の範囲で設定されています。

枠の利用イメージ



※上記図では、B社が企業確保枠・企業優先枠に該当します。 内閣府 企業主導型保育事業資料より

※地域枠の定員は、全定員の50%未満の範囲で設定されています。

企業枠を利用するメリット

出産や子育てによる優秀な従業員の離職を防止

経験を積んできた優秀な従業員が出産や子育てのタイミングで退職してしまうのは、企業にとって大きな損失です。企業が保育園の枠を確保することで、そういった子育て世代の復職を促進します。

優秀な人材の採用促進

福利厚生の一環として、保育料の一部を企業が負担することが可能です。従業員に対する働く環境・手当の充実は、優秀な人材の採用に非常に有効です。

企業枠（企業確保枠・企業優先枠）の条件と利用内容

社会保険支払い時に社会保険加入事業所が負担している「子ども子育て拠出金（旧：児童手当拠出金）」という税金を財源としているため、国は企業枠利用に以下の条件を設けています。

- **子ども・子育て拠出金を負担している事業者（厚生年金の適用事業所等）であること**
 ※従業員は社会保険未加入のパート社員を含む

カヤック、豊島屋の従業員だけでなく、企業枠として契約を締結した、上記条件を満たす企業の従業員の皆さまにご利用いただくことができます。

	企業確保枠	企業優先枠
概要	年間利用を保障	未活用枠を月単位で利用
預ける児童がいる期間 ①保護者の負担額 ②企業の負担額	①60,000円/月 ②なし	①70,000円/月 ②なし
預ける児童がいない期間 ①保護者の負担額 ②企業の負担額	①なし ②200,000円/月	①なし ②なし
空き枠共同利用 ※自社の利用がない期間を他社に融通する(企業の条件は同じ)	可能	不可
契約期間 ※更新可能	契約月～当年度3月末	1か月～
利用契約・支払	保育契約（保育料支払）・・・保護者－カヤック 枠利用契約（枠利用支払）・・・企業－カヤック	
企業の条件	厚生年金適用事業所であること	
企業が提出する証明書類 (例：厚生年金納付証明書)	年金事務所から送付される「子ども・子育て拠出金」の額が確認できる領収済通知書（直近1ヶ月分）	
契約する枠の変更	原則として不可	
利用児童の条件 (児童が住む市町村の保育認定)	原則、2号認定・3号認定	

入園選考の優先順位

毎月入園申込希望の選考を行います（前月10日が、翌月入園選考申込の締切）。契約する枠の種類により入園選考の優先順位が決まります。※入園が決定しましたら、卒園まで選考はありません。

企業確保枠



企業優先枠



地域枠（全定員の50%未満に制限）

お申込みフロー

1. ご希望連絡（企業さま→カヤック）

保育園サイト<<https://hoikuen.kayac.com>>の「お問い合わせ」からご連絡ください。

その際、可能であれば以下の情報を合わせてお書き添えください。

- ①企業名、法人番号、担当者名、ご連絡先
- ②希望する枠の種類（企業確保枠／企業優先枠）
- ③子ども・子育て拠出金を負担している企業（厚生年金の適用事業所等）を証明する法人番号
- ④（入園希望の園児がすでにいる場合）児童の氏名、入園時の年齢、入園希望時期

※差し支えない範囲で結構です。

2. 枠情報をご連絡、ご契約（カヤック→企業さま）

企業さまよりお問合せをいただきましたら、カヤックにて保育園の状況を確認いたします。

枠があり契約できる場合、契約できる枠と、締結に関する情報をご連絡致します。その後、契約締結へと進みます。※契約できる枠がないなど場合、契約時期・ご入園時期をご相談させていただく場合がございます。

3. 入園申込み（従業員さま）

2. の契約締結後、従業員さまより『まちの保育園 鎌倉』のホームページから入園申込みを行っていただきます。お申込みいただいた従業員さまより順番に面談・見学の日程調整に入らせていただきます。（申込み前に面談することも可能です）

4. 面談（従業員さま）

面談の際に、保育園の理念や保育内容等についてご説明いたします。お子さま・ご家庭状況、ご利用になりたい曜日と時間、その他ご希望を確認いたします。

5. ご契約（従業員さま）、入園開始

入園に必要な書類の提出や各種手続きをご案内いたします。全ての準備が整いましたら、お申込みをいただいた日時より入園となります。

よくある質問

Q：契約できる枠数に上限がありますか？

A：はい、ございます。保育園全体の定員を超えることはできません。

また、鎌倉で働く人・暮らす人のための保育園として広くご利用いただけるよう、ご希望数は原則1企業1名とさせていただきます。複数名希望する場合は、ご相談ください。

Q：企業枠の契約をすれば、必ず従業員の子どもを入園させることができますか？

A：企業枠を契約されても該当する児童の年齢における定員を超える申込があった場合は、入園できないことがあります。

Q：企業枠の利用は、両親の雇用先が厚生年金適用事業所である必要はありますか？

A：両親のいずれかの雇用先と契約し、その企業が条件を満たしていれば結構です。

Q：企業枠（企業確保枠・企業優先枠）の料金支払はどうなりますか？

A：企業確保枠の企業負担額が発生する場合は、利用月の翌月10日までに請求いたします。請求月の当月末日までに指定する銀行口座へお振込でのお支払いをお願いいたします。

Q：継続更新する場合、契約書を毎回締結する必要がありますか？

A：期間満了1ヶ月前までに契約解約申し出がない場合は、1年の自動延長となります。（1ヶ月前までに通知することで契約を解約することができます。）

ただし、従業員の子どもが入園している期間中は、この権利を行使することはできかねますのでご注意ください。

Q：契約している企業を退職した場合、継続して入園できますか？

A：企業枠の入園資格を失うことになるため、退園となります。ただし、地域枠に空きがある場合は、入園できる場合もあります。

Q：2019年10月以降はじまった保育無償化は対象になりますか？

A：お住まいの市町村発行の保育認定である2号認定・3号認定をもち、在園期間中も認定期間が有効ならば、無償化の対象となります。無償化の手続き、上限金額が設けられています。詳しくはお問い合わせください。※無償化の期間は、国の政策で保育料無償化が行われた期間に限ります。

お問い合わせ

株式会社カヤック／まちの保育園 鎌倉

[担当] 植杉 [メール] hoikuen-info@kayac.com